

大根中学校区学校整備懇話会規約

(令和6年10月31日施行)

(趣旨)

第1条 この規約は、大根中学校区の学校施設等の将来に向けたあり方について検討するため、大根中学校区学校整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果に基づき行政機関等と協力し、地域コミュニティの形成を推進することを目的とする。

- (1) 大根中学校区における学校施設に関する事項
- (2) 公共施設等周辺環境のあり方に関する事項
- (3) その他、懇話会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 大根地区自治会連合会
- (2) 大根中学校区各小中学校
- (3) 大根中学校区各小中学校PTA
- (4) ひろはたこども園
- (5) 大根公民館
- (6) 県立秦野高等学校
- (7) 秦野精華園
- (8) 東海大学
- (9) その他懇話会が適当と認める者

2 前項に定める委員のほか、会長は、次の役職者等にオブザーバーとして懇話会の会議に出席を求めることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) その他会長が必要があると認める役職者等

3 前項及び第1項に定める委員のほか、分野別の部会を設置することができる。部会の委員及び運営については、懇話会の協議をもって決定するものとする。

4 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その座長となる。

2 懇話会の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、座長が決するところによる。

(解散)

第6条 第2条に規定する目的を達成したものと認められる場合、懇話会を解散する。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、会長宅に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は、会長が懇話会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年10月31日から施行する。